



柱 - Ⅰ 「女性の人権」の確立

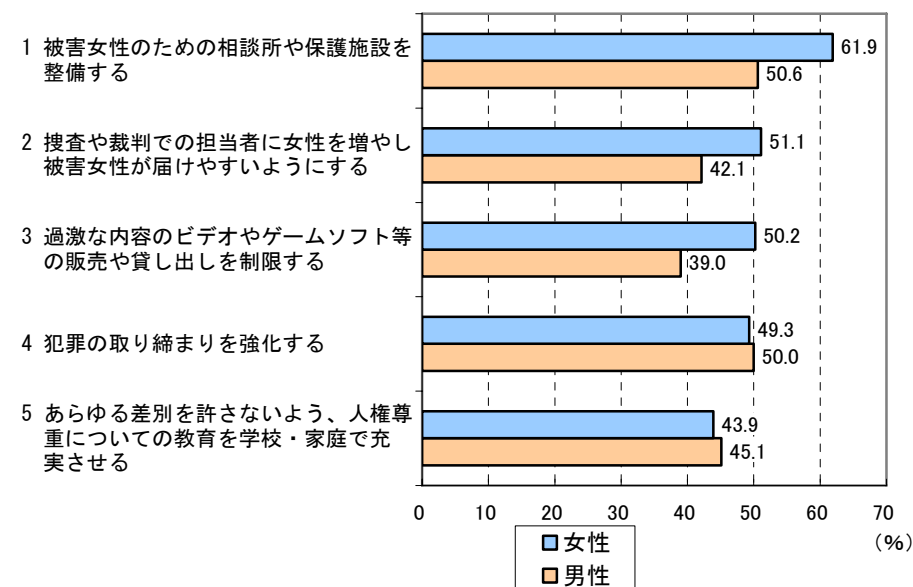
人権とは、人間の生命や自由・平等を保障し、一人ひとりの日常生活を根本から支えている大切な権利であり、憲法においても定められています。人間としての尊厳が守られ、すべての人間の人権が等しく尊重されることが求められます。一方で、DVやセクシュアル・ハラスメントなどの深刻な人権侵害は、犯罪でもあり、男性よりも女性の方がはるかに多くの被害を受けており、人権に関わる取組の重要性が高まっています。

国のDV防止法改正を受け、市の基本計画を策定するとともに、家庭・職場・学校・地域等において安全で快適に暮らせるよう、女性に対する暴力等の人権侵害の根絶へ向けた取組を進め、人権侵害を受けて援助を必要とする女性や外国人女性への相談・保護・自立への支援や性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について学ぶ機会の提供等の取組を充実していきます。

データ

1

女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますか
（2007年川崎市「男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」）
※ 多い順に5項目を抜粋



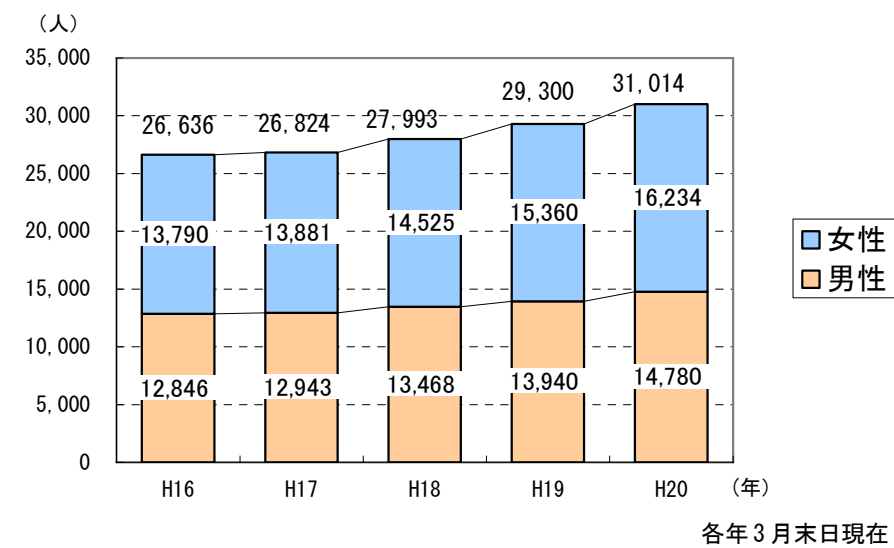
女性に対する暴力をなくすための対策をたずねたところ、男女ともに「1 被害女性のための相談所や保護施設を整備する」が最も高く、市の取組の推進が望まれています。次いで、女性では「2 捜査や裁判での担当者に女性を増やし、被害女性が届けやすいようにする」、男性では「4 犯罪の取り締まりを強化する」が、高い意見となっています。

⇒ 柱Ⅰ - 1 - 1・2
- 2 - 6・7・8

データ

2

外国人登録者の推移
（川崎市総合企画局統計情報課調べ）



川崎市内の外国人登録者数は、女性 16,234 人 男性 14,780 人の総数 31,014 人で、毎年増加しています。外国人女性は、性別による固定的な役割分担意識や性差別に加えて、文化の違や言葉の問題など二重の不安や負担を抱えています。外国人市民への行政サービスや相談機関などについて情報提供に努める必要があります。

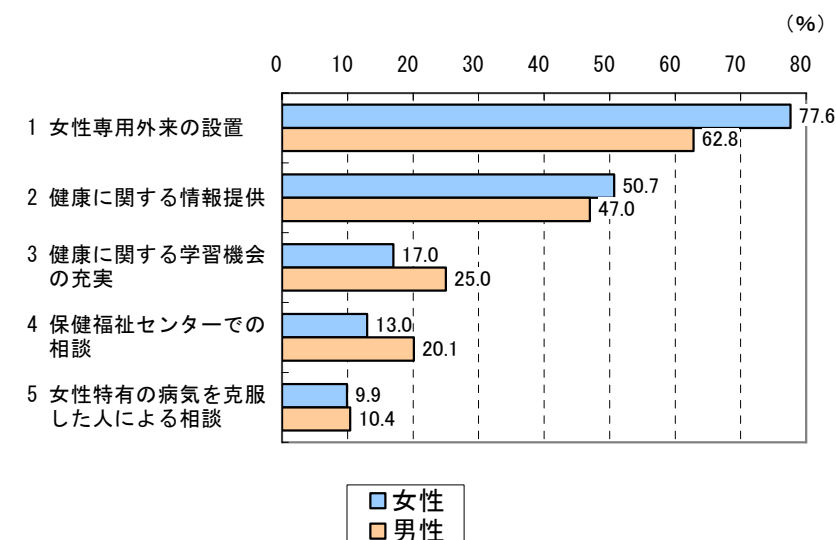
⇒ 柱Ⅰ - 1 - 5

第2章
柱Ⅰ
「女性の人権」の
確立

データ

3

女性の生涯にわたる健康づくりのための支援策として必要だと思うもの
（2007年川崎市「男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」）
※多い順に5項目を抜粋



「男女平等に関する市民意識・実態調査」によると、女性の生涯にわたる健康づくりのための支援策として、男女ともに「女性専用外来の設置」の割合が最も高く、次いで「健康に関する情報の提供」及び「健康に関する学習機会の充実」が高くなっており、心身両面における総合的な取組が求められています。

⇒ 柱Ⅰ - 3 - 10・11



基本施策 1

性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実

DVやセクシュアル・ハラスメントに関する相談が年々増加しており、人権侵害根絶に向けた取組を充実します。国のDV防止法改正に基づく、市の基本計画の策定や人権オンブズパーソンなどの相談・救済制度の周知、活用を進めます。また、人権侵害を受けて援助を必要とする女性や外国人女性への支援の取組を推進します。

施策 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進

事業内容	所管局
new!! ① 配偶者からの暴力による被害者の救済支援を具体的に推進するための基本計画を策定します。	市民・こども局
new!! ② 基本計画に基づく救済支援施策を推進するため、関係機関及び支援団体等との連絡調整及び情報交換を行います。	

施策 2 ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進

事業内容	所管局
③ ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	市民・こども局、経済労働局
④ ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する講座や研修を実施します。	総務局、市民・こども局、教育委員会
⑤ ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントへの対応マニュアルを整備し、周知します。	総務局、市民・こども局
⑥ 学校関係者、医療機関、警察等関係者との連携を深め、性に基づく人権侵害に対する周知を実施します。	市民・こども局
new!! ⑦ 性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から啓発活動を実施します。	

施策 3 性に基づく人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実

事業内容	所管局
⑧ 性に基づく人権侵害防止を図るため、関係機関との連絡会議等において、連携協力関係を強化します。	市民・こども局、市民オンブズマン事務局
⑨ 区役所、男女共同参画センター等における性に基づく人権侵害等に関する相談に的確に対応するための機能と体制の充実を図ります。	市民・こども局、区役所、市民オンブズマン事務局

施策 4 人権オンブズパーソン制度の周知と活用

事業内容	所管局
⑩ 男女平等にかかわる人権侵害に対する人権オンブズパーソンの相談・救済制度等について、広報を充実します。	市民オンブズマン事務局
⑪ 関係機関と連携した相談・救済活動などを通して、人権オンブズパーソンの機能を高めていきます。	
⑫ パソコン、携帯電話の活用など、利便性を高めた人権オンブズパーソンによる相談方法を推進します。	

施策 5 外国人女性に対する必要な支援の推進

事業内容	所管局
new!! ⑬ 外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられよう施策の充実や環境整備に努めます。	市民・こども局、区役所、教育委員会
new!! ⑭ 外国人市民の母子保健の充実に努めます。	市民・こども局、区役所

「人権オンブズパーソン」ってなに？

子どもの権利の侵害（例えば、虐待、いじめや体罰など）や男女平等にかかわる人権侵害（例えば、DV、セクシュアル・ハラスメントや働く場での男女差別など）があったときには、だれでも相談や救済の申し立てができる機関です。相談は、電話、FAX、郵送で、匿名でもできます。

http://www.city.kawasaki.jp/75/75sioz/home/jimu/ichiran_i60.htm

http://www.city.kawasaki.jp/guide/sisei/se_4.htm



基本施策2 援助を必要とする女性及び支援団体等への 財政的支援を含むさまざまな支援の充実

DV等による被害者及び同伴している子どもに対して、救済から生活基盤確立までの一連の支援を民間団体等と連携・協働で行うとともに、被害者等を支援する団体への支援も実施します。また、高齢者やひとり親、外国人等の援助を必要とする女性の現状及びニーズの把握に努め、支援を実施します。

施策6 ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援

事業内容	所管局
15 ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・救済や情報提供を行います。	市民・こども局、区役所、市民オンブズマン事務局
16 一時保護施設に避難している子どもの学業や精神面をサポートするための人材を紹介する等、支援を行います。	市民・こども局、教育委員会

施策7 ドメスティック・バイオレンス被害者等の援助を必要とする女性に対する保護施設の充実

事業内容	所管局
17 ドメスティック・バイオレンス被害者等の一時保護施設である民間シェルターの運営に対する支援及び財政的な支援を実施します。	市民・こども局
18 援助を必要とする女性への支援を目的として状況に応じた保護施設の活用を行います。	市民・こども局、健康福祉局

施策8 ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する生活基盤の確立支援

事業内容	所管局
19 生活基盤確立支援のための施設に向けた積極的な検討を行います。また、引き続き居住支援に努めます。	市民・こども局、まちづくり局
20 生活基盤を確立するために必要な職業訓練や就労に対する情報を提供します。	市民・こども局、経済労働局

施策9 援助を必要とする女性のニーズの把握及び必要な支援の推進

事業内容	所管局
21 調査等の実施により、援助を必要とする女性のニーズの把握に努め、支援を実施します。	市民・こども局
new!! 22 人身取引（トラフィッキング）の防止に関する啓発及び被害者への支援を実施します。	市民・こども局



基本施策3

性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について学ぶ機会や、ホームページ等を利用した幅広い情報提供を実施します。

また、生涯を通じた健康維持のため、医療機関における女性専用外来の設置を推進し、市民に対する情報の提供や周産期医療体制の確保に向けた取組に努めます。

施策10 性と生殖に関する健康と権利について学ぶ機会と情報の提供

事業内容	所管局
23 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての講座を開催します。	市民・こども局
24 市のホームページを活用し、男女平等や性と生殖に関する健康と権利の問題に関する情報提供を実施します。	

施策11 女性専用外来の設置の推進及び市民への情報提供

事業内容	所管局
25 医療機関における女性専用外来の設置を推進します。	健康福祉局
26 女性専用外来設置医療機関の情報提供を実施します。	

施策12 周産期医療の体制の確保

事業内容	所管局
new!! 27 周産期医療の課題を明らかにし、本市における周産期医療体制の確保に向けた取組を進めます。	健康福祉局、病院局

柱 - Ⅱ 仕事と暮らしへの支援

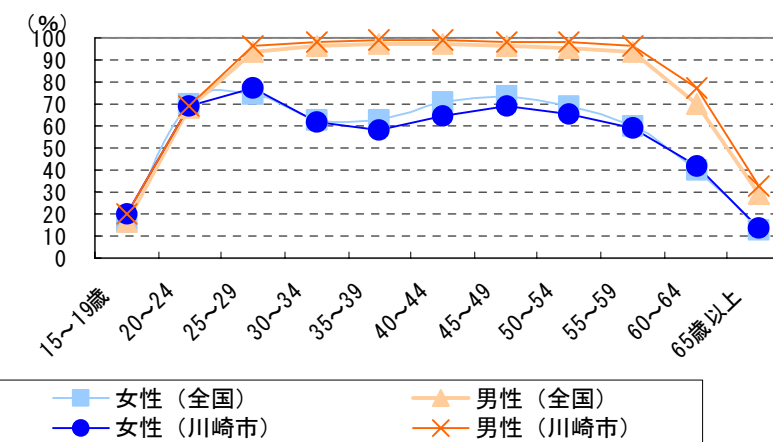
男女とも、仕事も暮らしも充実した生き方ができるためには、性別や年齢、働き方の違いによって差別的な待遇を受けないこと、更には安定した就業の確保が必要となります。また、事業所における長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進は、仕事だけではなく生活を多様な面で豊かにすることに繋がります。

仕事と暮らしの両立を図るためには、「ワーク・ライフ・バランス」（25ページ参照）の推進が必要となります。市では、男女がともに家事や子育て、介護に関われるよう、多様な働き方を支援するとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。そして、家族・友人などとの充実した時間、趣味及び地域活動の時間を持てるような豊かな生活への支援を行います。

データ

4

年齢階級別労働力率の推移
（「平成17年国勢調査結果報告書」 総務省統計局「労働力調査」）



年齢階級別労働力率をみると、男性は台形ですが、女性は結婚・出産、子育て期に低下し、その後育児から手が離れた女性が再就職することでM字型のカーブとなります。川崎市は全国に比べると、30歳代以降の女性の落ち込みが大きいので、支援が必要です。

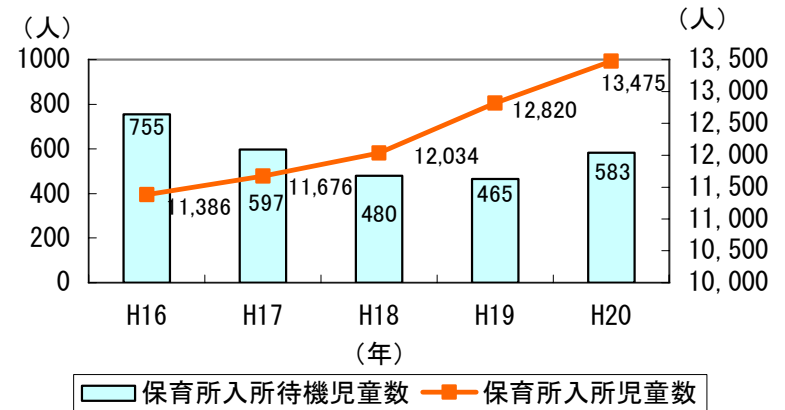
⇒ 柱Ⅱ - 4 - 13・14

4つの柱と 14の基本施策

データ

5

保育所入所児童数と保育所入所待機児童数
(川崎市統計データブック)



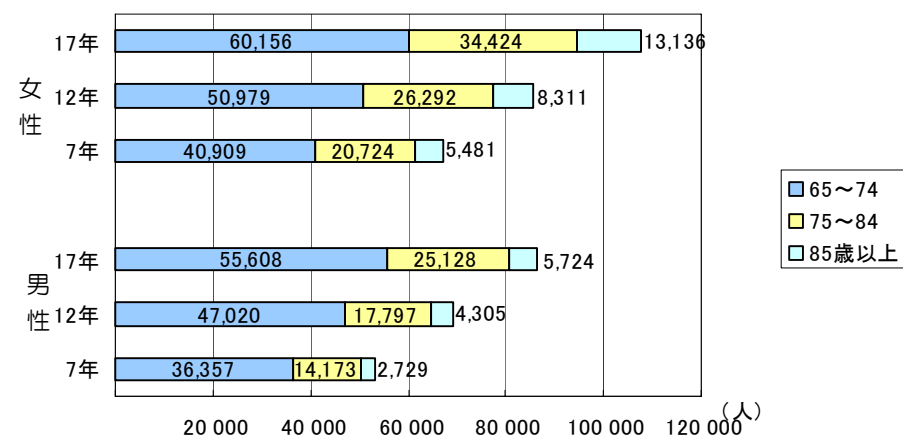
川崎市では、大規模住宅建設等による人口の急増や女性の就労形態の多様化に伴い、保育所の入所枠の拡大に取り組んできましたが、なおかつ待機児童への対応が課題となっています。安心して子育てができるよう、保育緊急5か年計画等に則り、多様な保育施策を推進する必要があります。

⇒ 柱Ⅱ - 6 - 22

データ

6

65歳以上の高齢者数の推移
(川崎市統計書)



わが国の高齢化社会はますます進み、平成17年の65歳以上の人口を10年前と比較すると1.61倍、85歳以上では2.29倍となっています。それに伴い介護を必要とする人も増加しており、高齢化社会の対応に向けて男女が共に介護しやすい環境整備を進めることが緊急課題となっています。

⇒ 柱Ⅱ - 7 - 27

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは

安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。このような状況が、働く人々の将来への不安や豊かさを実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると言えます。

それを解決するための取組として、国は、2007（平成19）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定しました。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

具体的には…

就労による経済的自立が可能な社会

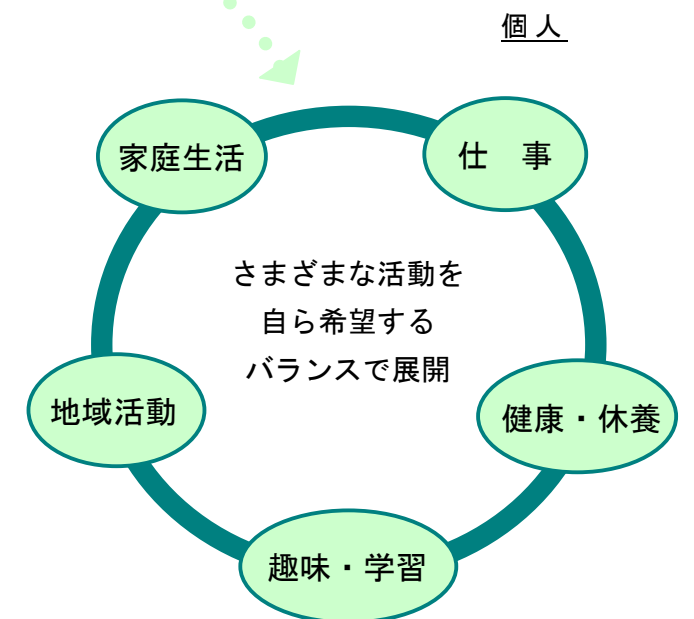
経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる。なおかつ公正な処遇が確保されている。

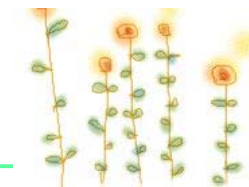
健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。



川崎市では、就業支援や多様な働き方に対応した子育て・介護支援に向けた取組を積極的に実施します。

内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、「ワーク・ライフ・バランス推進の基本的方向報告」より



基本施策 4

安定した就業機会の確保と就業継続の支援

経済開発協力機構(OECD)の調査でも、日本の女性の就業率の低さが報告されており、女性の経済的自立に向けて、講座の開催や情報提供などの就業・就業継続支援及び育児・介護等により退職したものに対する再就職支援の充実を図ります。また、事業所及び市役所における男女共同参画の取組への働きかけを行います。

施策 15 市役所における公正な処遇が図られた多様な働き方の推進

事業内容	所管局
new!! 36 多様な働き方を視野に入れ、より良い雇用環境づくりを推進します。	総務局

施策 13 女性に対する就業支援の充実

事業内容	所管局
28 「労働状況実態調査」を通じて、女性の就業状況に関する調査を実施します。	経済労働局
29 就業を望む女性に対し、「かわさき労働情報」等において多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を実施します。	市民・こども局、 経済労働局
30 女性の就業、就業継続及び再就職に向けて支援講座を実施します。	
31 起業セミナー等の開催や情報提供を通じ、起業を望む女性及び起業した女性を支援します。	

施策 14 事業所における就業に関する男女共同参画の取組への働きかけ

事業内容	所管局
32 短時間勤務や在宅勤務等の多様な働き方を推進するために、「かわさき労働情報」等により事業者に対する情報提供等を実施します。	市民・こども局、 経済労働局
33 市の入札時における主観的評価項目制度への男女共同参画視点の導入について周知します。	財政局
new!! 34 企業研修等の講座の開催及び講師紹介、ビデオ等の資料提供を実施します。	市民・こども局
35 男女共同参画を促進するための制度や仕組みづくりを行っている事業者を広報誌やインターネットを通じて広報します。	市民・こども局

地域の労働市場と雇用情勢に関する年次報告書（2008）

●経済協力開発機構（OECD）は欧州と北米が自由主義経済や貿易で対等な関係として発展・協力を行う目的として、1961年に創立。日本は1964年に加入、現在30カ国加盟しています。

●経済協力開発機構（OECD）によると、日本の25～54歳の女性就業率は67.4%にとどまっており、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランドなどOECDのトップグループを約15%下回っています。一方、男性労働者の就業率は約93%で、OECDの中でアイスランドとメキシコに次いで第3位です。しかし、日本のプライムエイジ（25～54歳）の女性の学歴は男性と同じで、この年齢層の女性の学歴はOECDのトップグループに入るものです（フィンランド、カナダに次ぐ第3位）。この年齢層の女性の2005年の高等教育履修率は、OECD平均の28.5%に対し、日本は42.5%でした。

こうした女性の就業率の低さは貴重な人材を著しく無駄にしていることになり、特に人口高齢化の進展という現状を考えると、早急に対策を講じる必要があります。



基本施策5

豊かな生活のための時間と空間の確保への支援

男女が仕事と育児・介護等の家庭生活及び趣味や地域活動等のバランスを図り、生涯を通じて健康で豊かな生活を送ることが出来るよう、特に男性の働き方を見直し、長時間労働の抑制や年次有給休暇取得促進に向けた取組を進めるとともに、生活を豊かにするための講習等の情報提供を行います。

施策16 生活を豊かにするための情報提供や講習等の充実

	事業内容	所管局
new!!	37 仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を実施します。	市民・こども局、 教育委員会
new!!	38 趣味やレクリエーション等、個人の生活を豊かにするための講座・イベントの開催や生涯学習情報等の提供を実施します。	
new!!	39 子どもと一緒に参加できる文化事業への取組を進めます。	市民・こども局

施策17 男女共同参画の視点に配慮した快適に暮らせるまちづくりの推進

	事業内容	所管局
	40 子育てや介護におけるバリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設備等を点検します。	まちづくり局、 環境局
new!!	41 女性や子ども・高齢者を犯罪から守る環境整備を推進します。	市民・こども局

施策18 長時間労働抑制に向けた取組

	事業内容	所管局
new!!	42 市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	市民・こども局、 経済労働局
new!!	43 市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	総務局、水道局、 交通局、病院局、 消防局、教育委員会

施策19 年次有給休暇取得率向上への取組

	事業内容	所管局
new!!	44 市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所における年次有給休暇制度取得向上への周知・啓発を実施します。	市民・こども局、 経済労働局
new!!	45 市役所における年次有給休暇取得向上に向けた取組を進めます。	総務局、水道局、 交通局、病院局、 消防局、教育委員会



基本施策6

子育てを支える環境の充実

男女がともに子育てに参画できるよう、男性の育児休業制度の取得促進に向けた働きかけや講座の開催、情報提供などを実施します。また、待機児童の解消に向けて、保育環境の整備等の充実に努め、保育所の拡充のみならず、あらゆる機関、団体との協働により多様な保育制度を拡充します。

施策20 事業所における男性の育児休業の取得促進に向けた取組への働きかけ

事業内容	所管局
46 「労働状況実態調査」を通じて、男性の育児休業取得に関する調査を実施します。	経済労働局
47 男性の育児休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を実施します。	市民・こども局、 経済労働局

施策21 市役所における男性の育児休業取得率向上への取組

事業内容	所管局
48 育児休業取得状況を把握し、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が2013（平成25）年度までに6%となるようにめざします。	総務局、水道局、 交通局、病院局、 消防局、教育委員会
49 育児休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れ、男性の育児休業取得を促進します	
50 職員向け広報紙等により、取得に関する積極的な情報提供を行います。	

施策22 多様な保育制度及び保育施設の拡充

事業内容	所管局
new!! 51 待機児童の解消に向けて、保育環境の整備等の充実に取組みます。	市民・こども局
52 あらゆる機関、団体との協働により、保育所の拡充だけでなく、夜間保育、一時保育、子育てヘルパー事業の実施等、多様な保育を拡充します。	
53 病後児保育体制を拡充し、その家族に対する支援を行います。	

施策23 子育てに向けた学習機会及び情報の提供

事業内容	所管局
54 子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	市民・こども局、 区役所、 教育委員会
55 両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。	
56 男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う者たちを支援します。	教育委員会

施策24 児童・生徒に対する放課後事業の充実

事業内容	所管局
new!! 57 児童・生徒に対する放課後事業の充実を図ります。	市民・こども局



基本施策7

介護を支える環境の充実

高齢社会が進展する中、介護の負担が年々増加しております。要介護者の入浴・排せつ・食事等の介護の負担は現実には女性の側に偏っており、男女共同参画での取組が望まれ、介護休業取得促進等に向けた取組を行います。また、介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図ってまいります。

施策25 事業所における介護休業の取得促進に向けた取組への働きかけ

事業内容	所管局
58 「労働状況実態調査」を通じて、介護休業取得に関する調査を実施します。	経済労働局
59 介護休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を実施します。	市民・こども局、 経済労働局

施策26 市役所における介護休業取得率向上への取組

事業内容	所管局
60 介護休業取得状況を把握し、取得向上に向けた取組を進めます。	総務局、水道局、 交通局、病院局、 消防局、教育委員会
61 介護休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れます。	
62 職員向け広報紙等により、取得に関する積極的な情報提供を行います。	

施策27 利用しやすい介護サービス等の充実

事業内容	所管局
new!! 63 介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	健康福祉局、 区役所

育児・介護休業法ってなに？

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という）では、育児又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、このような労働者が退職せずに済むようにし、その雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとしています。2005（平成17）年4月には改正され、育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を一層推進しています。

育児・介護休業法の改正ポイント〔概要〕

①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大

改正前	改正後
期間を定めて雇用される者（有期契約労働者）は対象外	休業取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれる

②介護休業の取得回数制限の緩和

改正前	改正後
対象家族1人につき1回限り期間は連続3か月まで	対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業ができる。期間は通算して、のべ93日まで

*育児休業は1995（平成7）年から、介護休業は1999（平成11）年から、事業主の義務となっています。